資料－1

令和　7 年度

業務番号　承委 第 ２ 号

青森空港の機能強化に係る基礎調査等　業務委託

仕 様 書

青 森 県　青 森 市　大 字　大 谷　地内

青森県県土整備部港湾空港課

第１条　適用範囲

本仕様書は青森県県土整備部港湾空港課発注の「青森空港の機能強化に係る基礎調査等業務委託」に適用する。

第２条　目的

令和６年度における青森空港の利用者数は約 126 万人となり、第二次青森空港活性化ビジョン（平成 30 年度～令和７年度）における利用者数の目標値である 130 万人を達成しつつある状況である。この 130 万人という利用者数は、現青森空港のキャパシティーの限界値でもあり、今後、更に多くの利用者を受入れるためには空港施設の更新や拡張等の検討が必要となる。

また、航空需要の回復に伴い、国内各地の空港で就航便数が増加したことによりグランドハンドリングや保安検査等の空港業務に携わる人材の確保も難しくなってきていることから、利用者の利便性だけでなく、空港施設内で働く人達にとっても快適に働くことのできる空港とすることが求められている。

本業務では、現在の青森空港を取り巻く状況及び各種課題を整理・分析し、社会情勢の変化に順応した概ね 20 年間の空港機能強化に係る基礎調査等を行うものである。

第３条　履行期限

契約締結の日から令和８年 12 月 25 日までとする。

第４条　業務内容

１．計画・準備

本業務を実施するにあたり、業務の目的や内容を把握し、業務の手順や実施に必要な事項を整理した業務計画書を作成する。

２．青森空港の現状分析及び目指すべき将来像の検討

青森空港の内部環境及び外部環境について、客観的な視点から分析し、現状の課題を把握することにより、今後、目指すべき将来像を取りまとめる。

（１）青森空港を取り巻く事業環境（内部環境及び外部環境）の分析及び整理

１）青森空港の運営状況の分析及び整理

２）空港アクセス手段選択に関する特性分析

３）青森空港の施設の現状把握

４）社会・経済・観光・環境・交流人口等調査

５）今後の社会情勢の変化についての調査

（２）青森空港の目指すべき将来像の検討

１）第二次青森空港活性化ビジョンの検証

第二次青森空港活性化ビジョンに基づく事業進捗状況等を確認・検証し、青森空港の目指すべき将来像を実現するためのボトルネックを分析する。

２）青森空港に期待される役割の検討と課題の抽出

昨今の社会情勢の変化を踏まえて青森空港が今後果たすべき役割について検討し、将来像を取りまとめるとともに、（１）において整理した現状とのギャップから課題を抽出する。

３．青森空港の将来像実現に向けた取組の方向性の検討

青森空港の需要予測を行うとともに、目指すべき将来像の実現のための機能強化策を検討する。機能強化策の内容について実施すべき事業の優先順位を整理し、その実施のための体制構築に向けた検討を行う。

（１）将来像を実現するための航空ネットワークの構築方針の検討

１）航空需要予測

コロナ禍前後での航空市場のトレンドの変化を考慮した複数のパターンを設定し、概ね20年間の需要予測を行う。

２）航空ネットワークの構築に向けた課題の整理

誘致体制や受入体制、施設規模等について、これまでの青森県や青森空港ビル株式会社による各種取組の内容を分析・評価したうえで、青森空港が抱える課題を整理する。

３）空のネットワーク整備の検討

青森県と青森市が計画している「共同経営・統合新病院」との連携を見据え、空港を広域防災・医療等の拠点として位置づけている先行事例に基づき、青森空港の今後のあり方についての検討を行う。

（２）将来像を実現するための空港機能強化に関する取組方針の検討

１）青森空港の機能強化策の検討

目指すべき将来像と空のネットワークの実現に向けた機能強化策について検討し、検討した機能強化策の方向性を体系的に整理する。

２）機能強化策におけるハード面の方向性検討

機能強化策を実施する際の施設整備・運用の実施主体や費用負担等について、機能強化により地域にもたらされる多様な効果を考慮したうえで、中長期的に持続可能な運営手法を検討する。

３）機能強化策におけるソフト面の方向性検討

第二次青森空港活性化ビジョンの進行管理のあり方を検証し、機能強化策の実現に必要な空港内外の関係者間の連携体制構築に向けた空港の運営主体が取るべきリーダーシップについて検討する。

４）機能強化策のフィージビリティスタディ及び優先順位の検討

現在の空港運営体制の下での機能強化策のフィージビリティについて現行のリソース条件等を踏まえて検討するとともに、将来像の実現にどの程度寄与するかを考慮し、取組の優先順位を検討する。

４．「青森空港長期構想」の中間とりまとめに向けた委員会・ワーキンググループ会議の運営支援

長期構想の検討委員会やワーキンググループ会議の開催に向けた資料作成や運営支援を行う。委員会の開催前には委員に対して事前説明を実施することとし、その際の補助を行う。なお、委員は16名程度を予定している。

（１）「青森空港長期構想検討委員会」の運営・事前説明支援（２回）

１）　委員会の開催に向けた資料作成

２）　委員への事前説明補助及び議事録作成

３）　委員会の運営補助及び議事録作成

４）　「青森空港長期構想」の中間とりまとめに向けた論点の整理

（２）「青森空港長期構想検討ワーキンググループ会議」の運営支援（１回）

１）　ワーキンググループ会議の開催に向けた資料作成

２）　ワーキンググループ会議の運営補助及び議事録作成

３）　「青森空港長期構想検討委員会」への意見反映に向けた論点の整理

５．報告書の作成

第４条に係る報告書を作成すること。

６．打合せ協議

本業務の対面での打合せは、６回以上とする。打合せ終了後は速やかに打合せ記録簿を作成し提出する。

第５条　貸与資料

必要に応じて、過去に県が実施した調査報告書等の関係資料を貸与する。

第６条　成果品

１．報告書（印刷・製本）　　　　２部

２．報告書等（電子データ）　　　２部